

—65歳以上の皆様へ—

令和7年度 介護保険料のお知らせ

問 福祉課 介護保険係 ⑬番窓口 Tel. **64-1120**

7月中旬に65歳以上の方全員に保険料額決定通知書を送付します。

所得段階	対象者		保険料年額	保険料率
第1段階	世帯全員 町県民税非課税	生活保護を受けている方 老齢福祉年金を受けている方 前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が 80.9 万円以下の方	21,888 円	基準額× 0.285
第2段階		前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が 80.9 万円超 120 万円以下の方	37,248 円	基準額× 0.485
第3段階		前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が 120 万円超の方	52,608 円	基準額× 0.685
第4段階	世帯の誰かが 町県民税課税	前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が 80.9 万円以下の方	69,120 円	基準額× 0.9
第5段階		前年の課税年金収入額+その他の合計 所得金額が 80.9 万円超の方	76,800 円	基準額
第6段階	本人が 町県民税課税	前年の合計所得金額が 120 万円未満の方	92,160 円	基準額× 1.2
第7段階		前年の合計所得金額が 120 万円以上 210 万円未満の方	99,840 円	基準額× 1.3
第8段階		前年の合計所得金額が 210 万円以上 320 万円未満の方	115,200 円	基準額× 1.5
第9段階		前年の合計所得金額が 320 万円以上 420 万円未満の方	130,560 円	基準額× 1.7
第10段階		前年の合計所得金額が 420 万円以上 520 万円未満の方	145,920 円	基準額× 1.9
第11段階		前年の合計所得金額が 520 万円以上 620 万円未満の方	161,280 円	基準額× 2.1
第12段階		前年の合計所得金額が 620 万円以上 720 万円未満の方	176,640 円	基準額× 2.3
第13段階	前年の合計所得金額が 720 万円以上の方	184,320 円	基準額× 2.4	

第1～3段階は、公費による負担軽減が行われています。

●保険料額決定通知書と納付書が届いた方は、下記期限までに納付をお願いします。

- ・納付忘れの心配がない口座振替をご利用ください。手続きは各金融機関で行うことができます。
- ・特別な事情により期限までに納付することが難しいときは、介護保険係へご相談ください。

○納付期限

第1期 7月31日(木)	第2期 9月1日(月)	第3期 9月30日(火)	第4期 10月31日(金)	第5期 12月1日(月)	第6期 12月26日(金)
-----------------	----------------	-----------------	------------------	-----------------	------------------

○納付できる場所

湯浅町役場・総合センター・紀陽銀行・和歌山県農業協同組合・近畿労働金庫・きのくに信用金庫・なぎさ信用漁業協同組合連合会・ゆうちょ銀行（近畿）

